

(記者資料)

平成 30 年 8 月 28 日 (火)
問合先：都市部 建築指導課
担 当：課長 多田 倫夫
電 話：0436-23-9840

指定通学路のブロック塀等の安全点検の実施 及び補助制度の創設について

指定通学路におけるブロック塀等の安全点検の実施、並びに危険ブロック塀等の撤去及びフェンス設置の補助制度を創設するため、関連する予算案を 9 月議会に上程します。

大阪府北部地震でブロック塀が倒壊したことにより、通学途中の児童が死亡したことを受け、指定通学路のブロック塀等の安全点検を実施しています。

【ブロック塀等の安全点検の実施について】

- 1 点検対象 小中学校を中心とした概ね半径 500 m の区域内の指定通学路に面した高さ 1 m を超えるブロック塀等及び各学校から情報提供があった危険と思われるブロック塀等とする。
- 2 実施状況 建築職員を含む 2 班体制で、小中学校全 63 校の安全点検を実施している。
- 3 今後の対応 点検結果については、教育委員会と情報共有を行い、児童生徒等の安全を確保する。
危険と思われるブロック塀等の所有者に対して、個別訪問等により、安全対策の啓発を行う。

【補助制度について】

- 1 補助対象 指定通学路に面して設置された危険ブロック塀等の撤去及びフェンスの設置
- 2 補助金の額 撤去する危険ブロック塀等の長さ 1 メートル当たり 5,700 円を上限とし、100,000 円を限度とする。
設置するフェンスの長さ 1 メートル当たり 10,900 円を上限とし、150,000 円を限度とする。
- 3 予算及び
施行期日 9 月議会補正予算案提出 (12,500 千円)
平成 30 年 10 月 1 日施行予定